

市川市少年野球連盟規約

第1章 総則

第1条 本連盟は、市川市少年野球連盟（以下、連盟とする）と称し、事務局を理事長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 連盟は、野球を通じて少年相互の親交を深めるとともに、フェア精神と規律を体得させ、次代を担う少年の健全な育成を図ることを以って目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- イ. 少年野球大会の開催
- ロ. 野球技術向上の為の講習会等の開催
- ハ. その他、少年の健全育成に関する事業の実施

第3章 組織

第4条 連盟には、小学生の部を設置し、所定の登録を完了したチームを以って組織する。

第5条 連盟は、市内を3地域に分け、各々をブロックとする。
（但し、必要とする大会については、この限りではない）

第4章 役員及び理事

第6条 1. 連盟に次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長3名、事務局長1名、総務部長1名、広報部長1名、審判部長1名、事業部長1名、経理部長1名を置く。

2. 連盟のブロックにチームの代表として、ブロック長1名、ブロック事務局長1名、理事6名を置く。

3. 2026年度から各チームからチーム理事を1名選出する。但し2026年度は移行期とし、2027年度からは必須とする。（ブロック理事との兼任を認める）

4. 連盟役員、理事、審判部員の定年は80歳とする。但し任期途中の場合は任期が終了するまでとする。

第7条 1. 役員・会計及び監査は、理事会において選出し総会で承認を受ける。
任期は2年とし、但し、再任は妨げない。

2. ブロック長及び理事は、各ブロックから推薦し総会で承認をうける。

任期は2年とし、但し、再任は妨げない。

チーム理事の任期は1年とし、但し、再任は妨げない。

3. ブロック長または理事は、ブロック内の少年野球に携わっているものから選出する。

第8条 連盟には、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

名誉会長には現市長にご就任を依頼する。

顧問、及び参与は役員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

第9条 1. 役員の任務は次のとおりとする。

イ. 会長は、連盟を代表し、かつ連盟を統括する。

ロ. 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた時はこれを代行する。

また、各副会長は、それぞれの担当する事業を運営する。

1) 県連事業担当

県連盟よりの要請に対する応答及び各会議の出席

2) 他市町村大会運営担当

他市町村との大会の責任者及び会議の出席

3) 連盟主催事業担当

各種連盟主催行事の実施

ハ. 理事長は、連盟すべての業務に関する連絡調整を行い、諸行事及び各理事との調整に関する業務を担当し、理事長が欠けた時は、役員会において代行を決定し代理する。

二. 副理事長は総会、役員会、理事会等の議事録を管理し理事長の補佐をする。

ホ. 事務局長は事務局内の総務部長、広報部長を統括しそれぞれの業務を掌握する。

総務部長は、連盟の渉外、福利厚生、章典等総務に関する業務を担当する。

広報部長は、連盟の広報に関する業務を担当する。

ヘ. 事業部長は、連盟の諸行事等に関する業務を担当し、事業部長が欠けた時は、役員会において代行を決定し代理する。

ト. 審判部長は、連盟の大会及び講習会に関する業務を担当し、審判部長が欠けた時は、審判部会において代行を決定し、役員会の承認を得る。

チ. 経理部長は、連盟の財政を担当する。

2. 前項の代行任期は、前任者の残任期間とする。

3. 理事の任務は、次のとおりとする。

ブロックの代表として、連盟の事業運営に携わる。

第10条 本会に会計1名、監査2名を置く。

また、役員会の承認を得た上で相談役を若干名置くことができる。

- 第 11 条 大会または事業を実施するため、必要に応じその大会または事業期間に限り、大会会長等の役員を会長が推薦し、役員会の承認を得た上で置くことができる。
- また、必要に応じて役員会の承認を得た上で役員選考委員会・規約改正委員会・派遣事業委員会等を設置することができる。

第 5 章 会議

- 第 12 条 会議は、総会及び役員会、理事会とする。

- 第 13 条 総会は、連盟の最高議決機関であり、登録チームの代表者 1 名及び役員理事を以って構成する。

- 第 14 条 総会は、年度当初及び必要に応じて開催するものとし、次の事項について決議する。
- イ. 事業報告及び決算の承認
 - ロ. 事業計画及び予算の決定
 - ハ. 役員の選出、承認
 - ニ. 規約の改廃
 - ホ. その他、必要な事項

- 第 15 条 役員会は、第 6 条 1 項の役員を以って構成し、本規約で規定された事項、総会で議決された事項を審議遂行する。また、役員会で議決された事項については、理事会において承認を受けるものとする。

- 第 16 条 理事会は、
- 1) 役員及び理事を以って構成する。
 - 2) 理事は役員会より提出された議案について討議及び決議する。
 - 3) ブロック理事の出席がない場合については、白紙委任とする。

- 第 17 条 各ブロック理事は、審判部員を除いて事業部、総務部、広報部、若しくは経理部に籍を置く。

- 第 18 条 事業部・総務部及び審判部は、適宜部会を開催し、決議は理事長に報告する。

- 第 19 条
- 1. 総会は、構成員の過半数の出席を以って成立し、決議は出席者の半数以上を以って成立する。
 - 2. 理事会は、構成員の過半数の出席を以って成立し、決議第 14 条イ～ニ項に関するもの以外について、出席者の過半数を以って成立する。

第20条 会議は、会長が召集する。

第21条 議長は、役員会・理事会においては事務局長がこれにあたり、総会においては別途選出する。

第6章 会計

第22条 連盟の経費は、登録費、大会参加費及びその他を以って充てる。

第23条 登録費及び大会参加費は、理事会においてその額を決定する。

第24条 会計年度は、暦年1月1日に始まり、12月31日を以って終わる。

第7章 表彰

第25条 別途、表彰規定を設ける。

第8章 付則

第26条 本規約の執行上、必要な細則は役員会において定める。

第27条 本規約は、昭和55年2月17日より発効する。

第28条 昭和62年2月15日一部改正する。

第29条 平成7年2月18日一部改正する。

第30条 平成12年2月20日一部改正する。

第31条 平成14年2月17日一部改正する。

第32条 平成22年2月13日一部改正する。

第33条 平成24年1月28日一部改正する。

第34条 平成28年2月6日一部改正する。

第35条 平成29年1月28日一部改正する。

第36条 令和2年1月25日一部改正する。

第37条 令和4年1月29日一部改正する。

第38条 令和8年1月24日一部改正する。